

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十六万四千円」を「九十六万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分			報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官			二、〇一〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事			一、四六六、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官			一、四〇六、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官			一、三〇二、〇〇〇円
	一 号		一、一七五、〇〇〇円
	二 号		一、〇三五、〇〇〇円
	三 号		九六五、〇〇〇円

判 事								判				
補								事				
八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
二七四、九〇〇円	二八五、三〇〇円	三〇二、九〇〇円	三一八、二〇〇円	三四〇、四〇〇円	三六三、七〇〇円	三八六、六〇〇円	四二〇、三〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円

簡 易 裁 判 所 判 事												
九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号
三四〇、四〇〇円	三六三、七〇〇円	三八六、六〇〇円	四二〇、三〇〇円	四三七、七〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	二二九、九〇〇円	二三六、二〇〇円	二四三、一〇〇円	二五二、〇〇〇円

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
- (給与の内払)

十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号
二二九、九〇〇円	二三六、二〇〇円	二四三、一〇〇円	二五二、〇〇〇円	二七四、九〇〇円	二八五、三〇〇円	三〇二、九〇〇円	三一八、二〇〇円

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百二十九号）附則第三条の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、新法の規定による報酬その他の給与（同条の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
附則 第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十六万五千円とすることができる。 別表（第二条関係）			附則 第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十六万四千円とすることができる。 別表（第二条関係）		
区	分	報酬月額	区	分	報酬月額
最高裁判所長官		二、〇一〇、〇〇〇円	最高裁判所長官		二、〇〇九、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、四六六、〇〇〇円	最高裁判所判事		一、四六五、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四〇六、〇〇〇円	東京高等裁判所長官		一、四〇五、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三〇二、〇〇〇円	その他の高等裁判所長官		一、三〇一、〇〇〇円
一 号		一、一七五、〇〇〇円	一 号		一、一七四、〇〇〇円
二 号		一、〇三五、〇〇〇円	二 号		一、〇三四、〇〇〇円

判 事 補							判 事					
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号
二八五、三〇〇円	三〇二、九〇〇円	三二八、二〇〇円	三四〇、四〇〇円	三六三、七〇〇円	三八六、六〇〇円	四二〇、三〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円

判 事 補							判 事					
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号
二八四、一〇〇円	三〇一、七〇〇円	三二七、〇〇〇円	三三九、三〇〇円	三六二、六〇〇円	三八五、五〇〇円	四一九、二〇〇円	五一五、〇〇〇円	五七三、〇〇〇円	六三一、〇〇〇円	七〇五、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	九六四、〇〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号
二六三、七〇〇円	三八六、六〇〇円	四二〇、三〇〇円	四三七、七〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	二二九、九〇〇円	二二六、二〇〇円	二四三、一〇〇円	二五二、〇〇〇円	二七四、九〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号
三六一、六〇〇円	三八五、五〇〇円	四一九、二〇〇円	四三六、六〇〇円	五七三、〇〇〇円	六三三、〇〇〇円	七〇五、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	二二七、五〇〇円	二三四、〇〇〇円	二四一、五〇〇円	二五〇、四〇〇円	二七三、七〇〇円

簡易裁判所判事

九号	三四〇、四〇〇円
十号	三二八、二〇〇円
十一号	三〇二、九〇〇円
十二号	二八五、三〇〇円
十三号	二七四、九〇〇円
十四号	二五二、〇〇〇円
十五号	二四三、一〇〇円
十六号	二三六、二〇〇円
十七号	二二九、九〇〇円

簡易裁判所判事

九号	三三九、三〇〇円
十号	三二七、〇〇〇円
十一号	三〇二、七〇〇円
十二号	二八四、一〇〇円
十三号	二七三、七〇〇円
十四号	二五〇、四〇〇円
十五号	二四一、五〇〇円
十六号	二三四、〇〇〇円
十七号	二三七、五〇〇円

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「六十三万三千元」を「六十三万四千元」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分			俸 給 月 額
検 事 総 長	次 長 検 事 長	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	そ の 他 の 検 事 長
一、四六六、〇〇〇円	一、一九九、〇〇〇円	一、三〇二、〇〇〇円	一、一九九、〇〇〇円
			一、一七五、〇〇〇円
			一、〇三五、〇〇〇円
			九六五、〇〇〇円

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二七四、九〇〇円	二八五、三〇〇円	三〇二、九〇〇円	三一八、二〇〇円	三四〇、四〇〇円	三六三、七〇〇円	三八六、六〇〇円	四二〇、三〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円

事

- 3 -

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
- （給与の内払）

十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号
二一〇、七〇〇円	二一八、五〇〇円	二三九、九〇〇円	二三六、二〇〇円	二四三、一〇〇円	二五二、〇〇〇円	二七四、九〇〇円	二八五、三〇〇円

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十号）附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。）は、新法の規定による俸給その他の給与（同条の規定による俸給及び地域手当を含む。）の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員との給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

附 則

第九条 副検事の俸給月額は一、四六六、〇〇〇円に限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万四千円とすることができる。

別表（第二条関係）

区 分		俸 給 月 額
検 事 総 長	一、四六六、〇〇〇円	
次 長 検 事	一、一九九、〇〇〇円	
東京高等検察庁検事長	一、三〇一、〇〇〇円	
そ の 他 の 検 事 長	一、一九九、〇〇〇円	
一 号	一、一七五、〇〇〇円	
二 号	一、〇三五、〇〇〇円	

現 行

附 則

第九条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万三千円とすることができる。

別表（第一条関係）

区 分		俸 給 月 額
検 事 総 長	一、四六五、〇〇〇円	
次 長 検 事	一、一九八、〇〇〇円	
東京高等検察庁検事長	一、三〇一、〇〇〇円	
そ の 他 の 検 事 長	一、一九八、〇〇〇円	
一 号	一、一七四、〇〇〇円	
二 号	一、〇三四、〇〇〇円	

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
二八五、三〇〇円	三〇一、九〇〇円	三二八、二〇〇円	三四〇、四〇〇円	三六三、七〇〇円	三八六、六〇〇円	四二〇、三〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
二八四、一〇〇円	三〇一、七〇〇円	三二七、〇〇〇円	三三九、三〇〇円	三六二、六〇〇円	三八五、五〇〇円	四一九、二〇〇円	五一五、〇〇〇円	五七三、〇〇〇円	六三三、〇〇〇円	七〇五、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	九六四、〇〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号
三二八、二〇〇円	三四〇、四〇〇円	三六三、七〇〇円	三八六、六〇〇円	四二〇、三〇〇円	四三七、七〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	二二九、九〇〇円	二三六、二〇〇円	二四三、一〇〇円	二五二、〇〇〇円	二七四、九〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号
三一七、〇〇〇円	三三九、三〇〇円	三六一、六〇〇円	三八五、五〇〇円	四一九、二〇〇円	四三六、六〇〇円	五一五、〇〇〇円	五七三、〇〇〇円	二二七、五〇〇円	二三四、〇〇〇円	二四一、五〇〇円	二五〇、四〇〇円	二七三、七〇〇円

副

検

事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二一〇、七〇〇円	二一八、五〇〇円	二二九、九〇〇円	二三六、二〇〇円	二四三、一〇〇円	二五一、〇〇〇円	二七四、九〇〇円	二八五、三〇〇円	三〇二、九〇〇円

副

検

事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二〇八、二〇〇円	二一六、〇〇〇円	二二七、五〇〇円	二三四、〇〇〇円	二四一、五〇〇円	二五〇、四〇〇円	二七三、七〇〇円	二八四、一〇〇円	三〇一、七〇〇円

裁判官の報酬等に関する法律 及び
検察官の俸給等に関する法律
における用例集

【裁判官報酬法「附則」関係】

- ① 平成27年度改正時における同法附則「（施行期日等）」の例…… 1 ページ
- ② 平成27年度改正時における同法附則「（次項において）」の例… …… 1 ページ
- ③ 平成27年度改正時における同法附則「（給与の内払）」の例…… …… 1 ページ

【検察官俸給法「附則」関係】

- ④ 平成27年度改正時における同法附則「（施行期日等）」の例…… …… 2 ページ
- ⑤ 平成27年度改正時における同法附則「（次項において）」の例… …… 2 ページ
- ⑥ 平成27年度改正時における同法附則「（給与の内払）」の例…… …… 2 ページ

【裁判官報酬法「理由」関係】

- ⑦ 平成26年度改正時における同法「理由」の例…………… 3 ページ
- ⑧ 平成22年度改正時における同法「理由」の例…………… 3 ページ

【検察官俸給法「理由」関係】

- ⑨ 平成26年度改正時における同法「理由」の例…………… 3 ページ
- ⑩ 平成22年度改正時における同法「理由」の例…………… 3 ページ

裁判官の報酬等に関する法律 及び
 検察官の俸給等に関する法律 関係
 用例集

【附則関係（裁判官報酬法）】

① 見出しの「（施行期日等）」の例

○ 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十九号）

附則

（施行期日等）

第一条（一部略）

2 第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次条において「新法」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

② 第一項の「（次項において）」の例

○ 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十七号）
 （裁判官の報酬等に関する法律の一部を改

正する法律の一部改正）
 第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則 第二条第一項を削り、同条第二項中

「一部施行日」を「前条ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）」に、「（平成二十一年法律第九十号）」を「（平成二十二年法律第五十七号）」に改め、同項第一号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項第二号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

③ 見出しの「（給与の内払）」の例

○ 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十九号）
 附則

（給与の内払）

第二条 新法の規定を適用する場合において
 は、第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給

された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

【附則関係（検察官俸給法）】

④ 見出しの「（施行期日等）」の例

○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十号）

附則

（施行期日等）

第一条（一部略）

2 第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次条において「新法」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

⑤ 第一項の「（次項において）」の例

○ 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十七号）
（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第百十六号）の「部を次のように改正する。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「一部施行日」を「前条ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）に、（平成二十一年法律第九十号）」を「（平成二十二年法律第五十七号）」に改め、同条第一号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同条第二号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

⑥ 見出しの「（給与の内払）」の例

○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十号）

附則

（給与の内払）

第二条 新法の規定を適用する場合において、は、第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定に

よる俸給その他の給与の内払とみなす。

【「理由」関係】

※すべて一致

○《裁判官の報酬等に関する法律改正案》「一

般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

⑦ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）（抄）

平成二十六年・第百八十七回国会提出合本

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

⑧ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）（抄）

平成二十二年・第百七十六回国会提出合本

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

○《検察官の俸給等に関する法律改正案》「一

般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

⑨ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）（抄）

平成二十六年・第百八十七回国会提出合本

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

⑩ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）（抄）

平成二十二年・第百七十六回国会提出合本

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。